

諮問番号：令和2年諮問第10号

答申番号：令和2年答申第8号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○市長が（以下「処分庁」という。）が審査請求人に対して行った特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号。以下「法」という。）に基づく特別児童扶養手当支給停止処分（以下「本件処分」という。）に関して、不服があるとして、本件処分の取消しを求める事案である。

第3 審査請求に至る経過等

審査請求に至る経過等については、次のとおりである。

- 1 令和元年8月29日、審査請求人が令和元年度所得状況届を処分庁に提出した。
- 2 令和元年9月18日、審査請求人が支給停止関係届を提出した。
- 3 令和元年9月30日、審査請求人が所得状況変更通知書を提出した。
- 4 令和元年11月1日、処分庁が、審査請求人の配偶者（以下「本件配偶者」という。）の所得の限度額の超過による特別児童扶養手当支給停止処分（令和元年8月から令和2年7月まで）を行った。
- 5 令和元年12月13日、審査請求人が、処分庁に対し審査請求を提起した。
- 6 令和元年12月23日、処分庁が、審査請求人の所得の限度額の超過による特別児童扶養手当支給停止処分（令和元年6月及び令和元年7月）を行った。
- 7 令和2年1月30日 審査請求人は、補正書により、同年12月23日の処分も含めて審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

本件配偶者は、特別児童扶養手当の対象となる児童と養子縁組をしていないので扶養義務はなく、この理由により児童手当は、減額されることなく支給されているので、本件処分は違法・不当であるため、本件処分の取消しを求めている。

2 処分庁の主張

法第7条の規定により、特別児童扶養手当を受給している者の配偶者の前年の所得が、政令で定める額以上であるときは、特別児童扶養手当を支給しないこととされており、本件配偶者の平成29年分及び平成30年分の所得が支給の限度額を超えたために本件処分を行った。審査請求人が主張する本件配偶者と特別児童扶養手当の対象となる児童に養子縁組がないことによる免責は、本件処分の判断の根拠になり得ず、本件配偶者の所得は、特別児童扶養手当を受給している者の配偶者の所得として勘案されるべきものである。したがって、本件処分に、違法又は不当な点はないものとして、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めている。

第5 法令の規定等について

- 1 法第7条は「父又は母に対する手当は、その父若しくは母の配偶者の前年の所得又はその父若しくは母の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者でその父若しくは母と生計を同じくするものの前年の所得が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、政令で定める額以上であるときは、その年の8月から翌年の7月までは、支給しない。」と規定している。
- 2 法第7条の「政令で定める額」については、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号。以下「政令」という。）第2条第2項で、法第7条に規定する「扶養親族等がないときは、628万7千円とし、扶養親族等があるときは、当該扶養親族等の数に応じて、それぞれ次の表の下欄に定めるとおり」とし、扶養親族等の数が1人の場合は、653万6千円と規定している。
- 3 児童扶養手当の支給停止関係について（昭和52年9月8日付け児企第31号厚生省児童家庭局企画課長通知）によれば、配偶者又は扶養義務者の異動により支給停止の事由が発生し、又は消滅するときは、当該事実を認めることのできる書類を添付した児童扶養手当支給停止関係届を受給資格者から提出させ、児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）に基づく支給の制限に該当することの認定を行った上で、当該異動の事実のあった月の翌月から支給停止、支給停止解除等の措置をとることとし、特別児童扶養手当の支給の停止等の措置をとる場合についても、同様の取扱いとすることとされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

- (1) 本件請求には、理由がないから、棄却されるべきである。
- (2) 理由

ア 本件配偶者は、法第7条に規定されている父の配偶者に該当し、本件配偶者の前年の所得額は、平成29年及び平成30年において法第7条の政令で定める額を超えているため、本件配偶者が審査請求人と婚姻した令和元年5月の翌月から特別児童扶養手当を支給しないこととした処分庁の判断に誤りはない。

イ 審査請求人は、配偶者に養子縁組がないことによる免責を主張するが、法には養子縁組がないことによる所得制限の免責規定はなく、審査請求人が主張する児童手当は、異なる法律によるものであり、審査請求人の主張は理由がない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和2年9月18日 審査庁が審査会に諮問

令和2年10月8日 第1回調査審議（第1部会）

令和2年11月5日 第2回調査審議（第1部会）

令和2年11月5日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 審査請求人は、本件配偶者が特別児童扶養手当の対象となる児童と養子縁組をしていないので、本件配偶者には扶養義務はなく、また、児童手当は、扶養義務がないことを理由に減額されることなく支給されているので、本件処分は違法・不当であると主張しているが、法第7条は、特別児童扶養手当を受給している者の配偶者の前年の所得が、政令で定める額以上であるときは、特別児童扶養手当を支給しないことを定めており、その配偶者とは、特別児童扶養手当の受給者が養育する者の扶養義務を有している者に限定されていない。したがって、本件配偶者が特別児童扶養手当の対象となる児童と養子縁組をしておらず、扶養義務がないことは、法第7条の規定による支給の制限が適用されることを免れる事由に当たらない。

2 児童手当を受給していることは、特別児童扶養手当の支給の制限の適用に何ら影響を及ぼすものではない。

3 よって、処分庁が本件配偶者の平成29年及び平成30年の所得が、政令で定められている額を超えていることを確認して行った本件処分に違法又は不当な点はない。

4 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長）	北村	和生
委員	岩崎	文子
委員	岡川	芙巳